平成２８年生駒市教育委員会

第１１回定例会　議案

平成２８年１１月２８日

生 駒 市 教 育 委 員 会

平成28年生駒市教育委員会（第11回）定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第32号	（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る実施方針（概要版案）及び要求水準書（骨子案）について	1
議案第20号	平成28年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について	2～10
議案第17号	生駒市いじめ防止基本方針の策定について	11

報告第３２号

（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る実施方針（概要版案）及び要求水準書（骨子案）について

（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る実施方針（概要版案）及び要求水準書（骨子案）について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第５号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成２８年１１月２８日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

議案第２０号

平成２８年生駒市議会第６回（１２月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、教育委員会の意見を求める。

記

【提出議案】

・平成２８年度生駒市一般会計補正予算（第３回）

・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成２８年１１月２８日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　出

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費	2 児童福祉費	6,331,458	10,467	6,341,925
8 教育費		6,473,585	520,191	6,993,776
	1 教育総務費	2,207,499	150,335	2,357,834
	2 小学校費	714,243	332,174	1,046,417
	4 幼稚園費	814,100	49,300	863,400
	5 社会教育費	1,111,653	−10,632	1,101,021
	6 保健体育費	1,229,220	−986	1,228,234

第 2 表 繰 越 明 許 費

［単位　千円］

款	項	事 業 名	金　額
教育費	教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	１５１，９７８
	小学校費	小学校施設整備事業	５７１，５２６
	中学校費	中学校施設整備事業	９２，２８２
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	４９，３００

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

［単位　千円］

事　　項	期　　間	限　度　額
認定こども園生駒幼稚園給食業務	平成２９年度	１５，０００

第４表　地方債補正

１　追加

［単位　千円］

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	32,700	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
小学校施設整備事業	423,100	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	62,000	〃	〃	〃

２　変更

［単位　千円］

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駒北小中一貫校整備事業	1,494,100	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,614,500	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

（款）14 国庫支出金

（項）2 国庫補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2 民生費国庫補助金				2 児童福祉費補助金	8,306	保育対策総合支援事業費補助金
6 教育費国庫補助金	213,286	126,826	340,112	1 教育総務費補助金	31,480	生駒北小中一貫校整備事業交付金
				2 小学校費補助金	77,663	小学校トイレ改修事業交付金
				3 中学校費補助金	1,087	上中学校屋内運動場改修事業交付金
				4 幼稚園費補助金	16,596	幼稚園トイレ改修事業交付金

（款）15 県支出金

（項）2 県補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2 民生費県補助金	421,272	1,384	422,656	2 児童福祉費補助金	1,384	保育対策総合支援事業費補助金

（款）21 市債

（項）1 市債

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
5 教育債	1,520,500	638,200	2,158,700	1 教育総務債	120,400	生駒北小中一貫校整備事業債
				2 幼稚園債	32,700	幼稚園トイレ改修事業債
				4 小学校債	423,100	小学校トイレ改修事業債
				5 中学校債	62,000	上中学校屋内運動場改修事業債

歳　　出

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 児童福祉総務費	2,941,659	14,411	2,956,070	9,690 （国補） 8,306 （県補） 1,384			4,721	2 給料	600	給与条例改正等による
								3 職員手当等	2,436	給与条例改正等による
								4 共済費	300	給与条例改正等による
								19 負担金補助及び交付金	11,075	私立保育所運営費補助金
3 保育所費	909,730	-3,944	905,786				-3,944	2 給料	-2,400	給与条例改正等による
								3 職員手当等	-944	給与条例改正等による
								4 共済費	-600	給与条例改正等による
計	6,331,458	10,467	6,341,925	9,690			777			

（款） 8 教育費

（項） 1 教育総務費

［単位 千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 教育委員会費	282,849	-1,643	281,206				-1,643	2 給料	-1,000	給与条例改正等による
								3 職員手当等	-393	給与条例改正等による
								4 共済費	-250	給与条例改正等による
3 高山スーパースクールゾーン整備費	1,900,586	151,978	2,052,564	31,480 (国補) 31,480	120,400		98	15 工事請負費	151,978	生駒北小学校校舎等解体工事
計	2,207,499	150,335	2,357,834	31,480	120,400		-1,545			

（款） 8 教育費

（項） 2 小学校費

［単位 千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
3 小学校施設整備費	258,786	332,174	590,960	77,663 (国補) 77,663	423,100	-168,596 (繰入) -168,596	7	15 工事請負費	332,174	小学校トイレ改修工事
計	714,243	332,174	1,046,417	77,663	423,100	-168,596	7			

（款） 8 教育費

（項） 4 幼稚園費

［単位 千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
2 幼稚園施設整備費	70,950	49,300	120,250	16,596 (国補) 16,596	32,700		4	15 工事請負費	49,300	幼稚園トイレ改修工事
計	814,100	49,300	863,400	16,596	32,700		4			

（款）　8 教育費

（項）　5 社会教育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	147,155	3,336	150,491				3,336	2 給料	600	給与条例改正等による
								3 職員手当等	2,436	給与条例改正等による
								4 共済費	300	給与条例改正等による
3 図書館費	357,633	-13,968	343,665				-13,968	2 給料	-8,500	給与条例改正等による
								3 職員手当等	-3,343	給与条例改正等による
								4 共済費	-2,125	給与条例改正等による
計	1,111,653	-10,632	1,101,021				-10,632			

（款）　8 教育費

（項）　6 保健体育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	100,311	-986	99,325				-986	2 給料	-600	給与条例改正等による
								3 職員手当等	-236	給与条例改正等による
								4 共済費	-150	給与条例改正等による
計	1,229,220	-986	1,228,234				-986			

写

議案第　97　号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成２８年１２月７日

生駒市長　小　紫　雅　史

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第１条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成２５年１２月生駒市条例第４

１号）の一部を次のように改正する。

附則第１項ただし書、第３項、第５項、第７項及び第９項中「平成２９年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に改める。

附則第１１項中「平成２９年４月分」を「平成３１年１０月分」に、「同年３月分」を「同年９月分」に改める。

附則第１３項、第１５項、第１７項、第１９項、第２１項、第２３項及び第２５項中「平成２９年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に改める。

附則第２７項中「平成２９年４月分」を「平成３１年１０月分」に、「同年３月分」を「同年９月分」に改める。

（生駒市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　生駒市下水道条例の一部を改正する条例（平成２５年１２月生駒市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

附則第１項ただし書及び第３項中「平成２９年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に改める。

（生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成２５年１２月生駒市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

附則第１項ただし書、第４項及び第５項中「平成２９年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１７号

生駒市いじめ防止基本方針の策定について

生駒市いじめ防止基本方針の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１号の規定により、別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭